

請願

最低賃金 1000 円へ 中小企業支援を

総務・生活常任
委員会
で審査

若者への支援

将来への希望を奪っていいのか

「暮らしにくい」社会になっています。なぜでしょう。一つには「金儲け」が「正義」になり、他を蹴落としても儲けを追求される社会にさせられているからではないでしょうか。

「働きづらい」社会になっています。かつて職に就けば「普通の生活」は当たり前になりました。ところが今、非正規労働者が40%を超え、短期雇用でしか働けず、仕事についても時給は抑えられいくら頑張っても年間200万円の収入にも届かない、「ワーキングプア」が1000万人になっています。

正規職員になってもサービス残業は横行し、「名ばかり店長」的に、ノルマが課せられ、できなければ精神的に追い込まれ、職場から去るだけでなく、人間社会からも離れていかなければならないほど、はたらく環境は極端に悪くなっています。

政治の責任でまともに仕事ができるルールをつくること、最低賃金を全国一律1000円まで引き上げ、「働けば暮らしができる」状況へ改善させるべきではないでしょうか。

そのような思いで9月議会に川西・猪名川の労働団体から、「最低賃金」に対する要望を国へ意見書として提出してほしいという請願が出されています。



フランスでは日本の170倍 も中小企業へ支援

日本は最低賃金を保障するため、中小企業への支援を年間40億円行っています。アメリカではその45倍も税金が使われ、フランスでは日本の170倍もの費用が体力的に弱い中小企業に支援として払われています。

裏を返せば日本ほど労働者にも中小企業にも冷たい政治を行っている国はないということになります。

最賃の全国平均は749円、それを14円引き上げる方向ですが、経済を活性化させるためにも消費者である労働者、中小企業への支援が必要と考えています。

しかし川西市議会総務生活常任委員会で請願に賛成したのは住田だけ、民主系3人、公明、保守、みんなの党それぞれ1人は反対しました。26日最終日が本決定になります。



<p>よし くらしの 「由さん」の 便り 2013年 9月 316号</p>	<p>川西市議会議員（日本共産党） 住田由之輔 すみだよしのすけ 連絡先・下加茂 1-24-23 ケイタイ090-9283-6739</p>
--	---

「川西市男女共同参画条例

の制定を求める」 請願

賛成したのは日本共産党(黒田)、公明党、民主系各1人の3人。反対は民主系1人、保守系2人、無所属2人の5人。

市内9団体から共同提出されたもので、左記のように今の社会では常識の範疇の取り組みであり、川西市も今後条例化を目指している内容でもありません。

まさに男女の関係なく、人すべてが尊重される社会をつくっていく方向で、反対する内容ではありません。

請願の概要

川西市は国の「男女共同参画社会基本法」(1999年)制定に先駆けて川西市婦人センターを設立するなどして男女共同参画の施策を具体的に、進めてきた。

しかしプランはあるがそれらを行うための基本である条例が制定されていない。

今年3月に制定された「第3次川西市男女共同参画プラン」には、女性の人権保障や就労支援、男女の意識変革、DV防止等とともに男女共同参画条例の制定が盛り込まれている。

当プランが形骸化することなく、男女が安心して暮らせる社会づくりを目的として川西市男女共同参画条例が一日も早く制定されることを求める。

住田由之輔の一般質問

・3項目

1.南部のまちづくりについて

市の基本的立場を問いました

空港騒音移転跡地は国の財産から、新関西国際空港株式会社に移転されました。会社は早期に売却したい意向を持ち、その一環として、跡地所在の行政とまずは先に土地の活用を検討するとして、川西市と土地活用の基本合意をし、取り扱いに関して覚書を交わしています。

その中には会社から市へ緑地の寄付なども示されており、跡地周辺のまちづくりとしてそれらを活用して住民が要望する環境の整備もできます。

計画書づくりは、関係住民によるワークショップを開催し、意向を聞きながら進めていくということでした。

2.里道、市有地の取り扱いについて 防災的見地で対応すべきではないか

具体的に現在、市有地の取り扱いについて、住民合意ができていない実例を示して、市が調整役として、市民の財産である市有地をどのようにしていくかはっきり決めていくべきではないか、と改善への糸口を探りました。

市は実態の調査、住民への説明会をまずはしていくと答え、一步前に進む答弁となりました。

3.中央北地区の事業進捗について

仮換地指定が終わる中で、事業の進捗、移転補償、公有地面積の推移、事業費の変更など問いました。

詳細は別の機会にお知らせさせていただきますが、9月議会で前号おしらせの「PFI事業手法による工事契約」が進む中で本格的に道路工事が進められる状況になってきました。

一部地権者が進めている集約換地による大規模小売店の出店による工事もそれらに並行して行われることとなります。「財政問題」「地元の既存商店への影響」「市民の日常生活に対する影響」など問題点を抱えたまま推進されています。

